



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

589	身体障害者福祉法による医師の指定	(障害福祉課)..... 1
590	救急病院の認定	(医務課)..... 2
591	南紀用水土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課)..... 2
592	海神池土地改良区の役員の就退任	(")..... 2
593	海神池土地改良区の定款変更の認可	(")..... 3
594	貴志川土地改良区の定款変更の認可	(")..... 3
595	保安林の指定	(森林整備課)..... 3
596	道路の区域変更	(道路保全課)..... 4
597	道路の供用開始	(")..... 4
598	公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(港湾空港振興課)..... 4

○ 公告

入札公告	(総務事務集中課)..... 5
------	------------------

告 示

和歌山県告示第589号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。
令和7年7月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関 の所在地	指 定 年月日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類												
					視 覚	聴 覚	平 衡 機 能	音 声 機 能 又 は 言 語 機 能	そ し ゃ く 機 能	肢 体 不 自 由 能	心 臓 の 機 能	じ ん 臓 の 機 能	呼 吸 器 の 機 能	ぼうこう又は直腸の機能	小 腸 の 機 能	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能	肝 臓 の 機 能
西川 徹	泌尿器科	公立那賀病院	紀の川市 打田1282	令和 7. 6. 9										○			
友松 晃一	整形外科	公立那賀病院	紀の川市 打田1282	令和 7. 6. 9						○							
和田 嘉允	脳神経内 科	独立行政法人 国立病院機構 和歌山病院	日高郡美 浜町和田 1138	令和 7. 6. 9						○							
宮本 真衣	耳鼻咽喉 科頭頸部 外科	新宮市立医療 センター	新宮市蜂 伏18-7	令和 7. 6. 9			○	○									

[illegible]

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 医療法人了生会古梅記念病院
2 所在地 和歌山市新生町5番37号
3 有効期限 令和10年7月13日

和歌山県知事 宮 崎 泉

理事 萩野幸一 日高郡みなべ町埴田1717番地

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 理事 梅田敏信 紀の川市北大井287番地

監事	高橋正美	紀の川市北中84番地1
監事	片山俊彦	紀の川市南中362番地1
監事	西坂善行	紀の川市北大井494番地
監事	津川光生	紀の川市北大井533番地4

2 就任した役員（令和7年4月1日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	中嶋康晴	紀の川市北中166番地
理事	高橋啓	紀の川市北中157番地
理事	高橋博	紀の川市北中354番地
理事	坂東利彦	紀の川市南中61番地
理事	瀧口憲一	紀の川市南中251番地2
理事	大村敏之	紀の川市南中219番地7
理事	井上明治	紀の川市古和田695番地1
理事	津川光生	紀の川市北大井533番地4
理事	中嶋敦子	紀の川市北中166番地
監事	高橋良幸	紀の川市北中279番地
監事	大村勝美	紀の川市南中218番地2
監事	田中昭司	紀の川市古和田676番地1
監事	梅田敏信	紀の川市北大井287番地
監事	長尾明宏	紀の川市北大井97番地

和歌山県告示第593号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、海神池土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和7年7月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第594号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、貴志川土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和7年7月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第595号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年7月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町月野瀬字後畑277の1（次の図に示す部分に限る。）、299
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第596号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年7月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 志賀三谷線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字教良寺字 東山田463番1地先から同町大字 教良寺字東山田461番1地先まで	旧	5.77 } 7.26	47.51	
同上	新	9.04 } 15.33	47.82	

和歌山県告示第597号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年7月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 志賀三谷線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字教良寺字東山田463番1地先から同町大字教良寺字東山田461番1地先まで

供用開始の期日 令和7年7月15日

和歌山県告示第598号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和7年7月15日

和歌山下津港港湾管理者 和歌山県

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市福島29番地
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 宮崎泉

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1及び1660番462の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点と2の地点を結ぶ令和6年4月24日付け和歌山県指令港空第38号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L.+2.26mにより決定）、2の地点と5の地点を順次に直線で結んだ線及び5の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「和歌山下津港」四等三角点）

北緯34度12分32.4690秒

東経135度08分29.6800秒

1の地点 基点から152度44分19秒 1.685.01mの地点

2の地点 1の地点から90度38分26秒 0.81mの地点

3の地点 2の地点から181度00分01秒 16.27mの地点

4の地点 3の地点から219度12分26秒 0.54mの地点

5の地点 4の地点から271度03分13秒 0.44mの地点

(3) 面積

13.06㎡

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

令和6年4月24日 和歌山県指令港空第38号

5 しゅん功認可年月日

令和7年7月4日

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年7月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

令和7年度 調達案件番号20250001391号

(2) 調達案件名

水循環型シャワー設備

(3) 調達物品の名称及び数量

水循環型シャワー設備 8台

(4) 調達物品の特質等

仕様書による。

(5) 納入期限

令和8年2月27日（金）

(6) 納入場所

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県告示第236号に規定する令和7年度に和歌山県が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿の業務種目「18 物品調達」に係る業務種目のいずれかに登載されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和7年7月15日（火）から同年8月25日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

5 一般競争入札の期間及び開札場所等

(1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

ア 入札期間

令和7年8月26日（火）午前9時から同月27日（水）午前10時まで

イ 開札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

ウ 開札日時

令和7年8月27日（水）午前10時

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便等配達記録の残る方法により令和7年8月26日（火）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92

条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに共通入札公告に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、共通入札公告及び個別入札公告に記載するとおりとする。
- (2) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、て行うくじにより落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (5) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手續の停止等があり得る。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Shower equipment (Water circulation type) : 8 units

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 27 August 2025 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m.
26 August 2025)

- (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2294
FAX 073-441-2288